

新潟労働局発表  
平成17年7月21日

新潟労働局労働基準部  
安全衛生課長 古田勝英  
労働衛生専門官 野田恭義  
(025-234-5923 直通)  
  
労災補償課長 和田 實  
職業病認定調査官 久米嘉子  
(025-234-5925 直通)

### 石綿による健康被害に対する相談窓口設置について

過去に石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方々に、肺がん、中皮腫等の健康被害が多発していることが企業から公表されています。石綿による被害は今後も増加することが懸念されています。つきましては、新潟労働局では下記の各種相談窓口を設置しましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1 新潟労働局・各労働基準監督署における相談の受付

石綿に関する健康管理手帳、健康診断、労災補償及び石綿障害予防規則についてのお問い合わせ、ご相談は新潟労働局、または最寄りの各労働基準監督署（ 1 ）までお願いします。

特に、過去に石綿に係る作業（ 2 ）に従事していた方は、石綿にばく露されている可能性がありますので、胸部レントゲン検査などによる健康診断を受けるようにし、一定の所見が見られる場合は、労働局又は監督署にご相談下さい。

#### 2 建設業労働災害防止協会 新潟県支部における相談の受付

建設業労働災害防止協会新潟県支部において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けておりますので、電話 025-285-7141 までご相談下さい。

#### 3 独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟産業保健推進センターにおける相談の受付

新潟産業保健推進センターにおいて、産業保健関係者、石綿による健康被害を受けられた労働者及びその家族の方々からの健康に関するご相談を受け付けておりますので、電話 025-227-4411 までご相談下さい。

4 独立行政法人労働者健康福祉機構 労災病院における相談の受付

労災病院において、石綿ばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診断・治療、健康診断に関するご相談を受け付けておりますので、最寄りの労災病院までお問い合わせ下さい。(新潟管内で対応可能な労災病院は以下のとおりです)

・石綿の特殊健診、診断、治療が可能な労災病院

燕 労災病院 〒959-1228 燕市大字佐渡 633 (0256)64-5111

新潟労災病院 〒942-8502 上越市東雲町 1-7-12 (025)543-3123

5 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センターにおける相談の受付

中央労働災害防止協会において、従来から石綿含有製品の代替化に関する相談窓口を開設しておりますが、これに加え、事業者の方々からの石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けておりますので、労働衛生調査分析センター(03-3452-3068)までご相談下さい。

1

新潟労働局安全衛生課	〒951-8588	新潟市川岸町 1-56	025(234)5923
新潟労働局労災補償課	同	上	025(234)5925
新潟労働基準監督署	〒951-8588	新潟市川岸町 1-56	025(266)3131
長岡労働基準監督署	〒940-0022	長岡市東新町 1-6-8	0258(33)8711
高田労働基準監督署	〒943-0803	上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎	025(524)2111
三条労働基準監督署	〒955-0055	三条市塚野目 2-5-11	0256(32)1150
柏崎労働基準監督署	〒945-8501	柏崎市田中 26-23 柏崎地方合同庁舎	0257(22)4128
新発田労働基準監督署	〒957-8506	新発田市大字日渡 96 新発田地方合同庁舎	0254(27)6680
新津労働基準監督署	〒956-0864	新潟市新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎	0250(22)4161
小出労働基準監督署	〒946-0004	魚沼市大塚新田 87-3	025(792)0241

十日町労働基準監督署	〒948-0000	十日町市宇都宮 9	025(752)2079
糸魚川労働基準監督署	〒941-0067	糸魚川市横町 5-12-37	025(552)0190
佐渡労働基準監督署	〒952-0016	佐渡市原黒 333-38	0259(23)4500

## 2 石綿に係る作業リスト

石綿鉱山又はその付属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業

倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業

以下の石綿製品の製造工程における作業

- ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
- ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
- ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
- ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
- ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品

石綿の吹付け作業

耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業

石綿製品の切断等の加工作業

石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その付属施設等の補修又は解体作業

石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業

石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、パーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石）等の取扱い作業

上記 ～ の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

(ご案内)

#### 健康管理手帳制度とは

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、石綿を製造し、又は取扱う業務など一定の業務に従事して、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住居地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回(じん肺の健康管理手帳については年1回)無料で受けることができます。

詳しくは別紙1をご覧ください。

#### 労災補償制度とは

労働者の業務災害、または通勤災害について、必要な保険給付を行う制度です。

現在雇用されている方や過去に雇用されていた方が、石綿肺、肺がん、中皮腫など、石綿との関連が認められる疾病にかかり、そのために療養したり、休業したり、あるいは不幸にして亡くなられた場合には、労災補償の対象となることが考えられます。具体的には労働基準監督署に請求書を提出する等の手続きが必要となります。

詳しくは別紙2をご覧ください。

< 本件に関する新潟労働局のお問い合わせ先 >

石綿による健康障害防止対策・健康管理手帳、健康診断に関すること：  
新潟労働局労働基準部安全衛生課 025-234-5923 (直通)

労災補償制度・労災認定基準等に関すること：  
新潟労働局労働基準部労災補償課 025-234-5925 (直通)

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳について

別紙1

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある業務のうち、一定の業務及び要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

石綿に係る業務、要件は次のとおりです。

業 務	要 件
1 粉じん作業（じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務(注1)	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。
2 石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

注1) 粉じん作業には、石綿を取り扱う作業も含まれているため、石綿を取り扱う作業に従事した方については、交付要件を満たす場合、「2」だけでなく「1」の健康管理手帳の交付を受けることができます。

## 石綿による疾病の認定基準 別紙 2

(平成 15 年 9 月 19 日付け基発第 0919001 号)の概要

### 第 1 石綿による疾病と石綿ばく露作業

#### 1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがある。

石綿肺、肺がん、胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

#### 2 石綿ばく露作業

石綿ばく露作業の主なものには、次の作業がある。

石綿原料に関連した作業、石綿製品の製造工程における作業  
石綿製品等を取り扱う作業、からの周辺等の作業

主なものには上記があるが、詳しくは別紙 2 石綿に係る作業リスト 参照。

### 第 2 石綿による疾病の取り扱い

#### 1 石綿肺（石綿肺合併症を含む。）

石綿ばく露労働者に発生した疾病であって、じん肺法第 4 条 2 項に規定するじん肺管理区分が管理 4 に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則第 1 条 1 号から第 5 号までに掲げる疾病(じん肺管理区分が管理 4 の者に合併した場合を含む。)は、労基則別表第 1 の 2 第 5 号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

#### 2 肺がん

石綿ばく露労働者に発生した原発性肺がんであって、次の又はに該当する場合には、別表第 1 の 2 第 7 号 7 に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第 1 型以上である石綿肺の所見が得られていること。

医学的所見 が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が 10 年以上あること。

#### 3 中皮腫

石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次の又はに該当する場合には、別表第 1 の 2 第 7 号 7 に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第 1 型以上である石綿肺の所見が得られていること。

医学的所見 が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が 1 年以上あること。

#### 4 良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚

石綿ばく露労働者に発症した良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚については、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、必要な療養の内容等を調査の上、本省に協議すること。

なお、当該疾病が業務上と認められる場合には、別表第 1 の 2 第 4 号 8 に該当する業務上の疾病として取り扱うこととなる。

医学的所見とは、以下の 又は のいずれかが認められるときをいう。

胸部エックス線検査、胸部 CT 検査、胸腔鏡検査、開胸手術又は剖検により、胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）が認められること。

肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。